

いながら業務を進めること。

(1) 一般業務範囲

ア 条件整理及び基本事項

①建設コスト縮減・資材調達等を考慮したスケジュール検討

建設コストの縮減に繋がる提案を積極的に行うこと。また、資材調達について、材料種別毎の調達量、調達期間及びコスト等の総合的な観点から検討を行い、資材調達期間や工事期間を短縮する経済的・合理的な手法についても検討すること。

②構造種別・架構形式の検討

意匠性、構造的合理性、建設コスト、環境配慮、資材調達及び転用等の総合的な観点から、木造・鉄骨造・その他構造における構造・架構形式について比較検討すること。

③施工計画・基礎工法の検討

埋立地である事を勘案した建物の軽量化、パビリオンワールド及びウォーターワールドにおける施工方法・施工手順並びに博覧会終了後の現状復旧方法等も含めた基礎工法について検討すること。

④動線・避難計画等の検討

多数の来場者の利用が想定されるため、来場者の安全性や快適性に配慮した動線（付帯する施設、階段やエレベーター等の昇降設備を含む）等の検討、歩廊上からの視線等（海への眺望、パビリオン施設への俯瞰）の計画について検討すること。

⑤照明設備計画等の検討

夜間開場も想定されているため、万博に相応しい照明設備計画（防災・安全面含む）を検討すること。

⑥環境負荷低減の検討

各種資材については、リユース・リサイクルが可能な資材や素材を積極的に採用し、環境に配慮した設計とすること。合わせて自然素材の利用についても検討すること。

⑦暑さ対策の検討

夏季の暑熱環境改善を図るため、本施設における暑さ対策について検討すること。

⑧基本設計コンセプト策定

基本計画に示された本施設における情報及び会場デザインプロデューサー等からの意見を踏まえ、施設の目的・機能性・意匠性・コスト等の基本的な考え方を再整理し、基本設計コンセプトを策定すること。

イ 基本設計の内容

平成 31 年国土交通省告示 98 号別添一第 1 項第 1 号において示される「業務内容」及び「設計の種類」における「総合」「構造」「設備」による。

ウ 法令関係・条例関係（必要な各種協議資料、申請書の作成等）

・建築基準法及び建築基準関係規定

※避難安全検証法の適用を想定

・建築基準法第 85 条 6 項及び建築基準法施行令第 147 条による緩和に関する協議等

・大阪市建築基準法取扱要領

・警察協議（工事用進入路等）

・消防協議

能性がある)

1) 施設設計個別定例会議（隔週開催）

会議を主催し、会議記録を取ることに。

2) プロデューサー会議（適宜開催（隔週程度を想定））

会場デザインプロデューサー等と情報共有を行い、必要に応じて助言を受け、協議・調整を行うこと。なお、本会議は協会が主催する。

3) 設計者総合定例会議（1回／月開催）

本業務受注者が業務の進捗状況や課題の共有等を、別途契約の会場設計全体統括業務を担う統括設計者に対して行う。なお、本会議は統括設計者が主催する。

※監修者である会場デザインプロデューサーは必要に応じて施設設計個別定例会に適宜出席するものとする。

ウ 貸与資料

① 地盤調査報告書

② 会場基本計画策定調査業務報告書

③ 会場基本計画策定調査業務（その2）報告書

エ 成果物の提出場所は、整備局整備部会場整備課とする。

オ 質問回答書の作成

成果物の引渡し後であっても、当該設計に関する質問が生じたときは、協会と協議し受注者は、原則として無償で質問に対する回答書を作成すること。

カ 変更設計、追加設計の実施

工事費概算業務による概算金額が発注者から提示される目標額を達成しなかった場合、協会と協議の上、受注者は、業務期間内において無償で概算業務、変更設計を行うこと。

キ 設計図書への製品名等の記載について

設計図に特定の製造業者による製品名等を記載する場合、「同等品」等を併記し、製品等が限定されない記載とすること。

ク SDG s への取組みについて

業務内容、業務推進において SDG s へ配慮し、業務を進めること。

ケ PLL*（People's Living Lab）における提案の積極採用について

PLL において提案されている事項について、設計の中で採用できる内容については積極的に採用を検討すること。採用に当たっては監督職員と十分に協議すること。

※PLL の概要は協会ホームページにて公開（<https://www.expo2025.or.jp/pll/>）

コ 業務に使用する言語

業務においては日本語を使用し、成果物、成果図書、各種会議（打合せ）資料も日本語を用いる。一部資料等において英語等外国語の使用を求めるときは、協会と協議し、作成すること。

3 適用基準類

(1) 建築設計業務

適用図書は最新年度版を使用すること。

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- ・建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説（国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所、一般社団法人新・建築士制度普及協会）
- ・官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・官庁施設の基本的性能に関する技術基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所）
- ・官庁施設の総合耐震計画基準耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(大阪府)
- ・CAD製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省大臣官房技術調査課）
- ・建築設計業務等電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室）
- ・協会より提示する各種ガイドライン
- ・別途協会が指示したもの

(2) 設備設計業務

適用図書は最新年度版を使用すること。

- ・建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・建築設備設計計算書作成の手引（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説（ 〃 ）
- ・大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(大阪府)
- ・CAD製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省大臣官房技術調査課）
- ・建築設計業務等電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室）
- ・協会より提示する各種ガイドライン
- ・別途協会が指示したもの

4 成果図書、成果物

(1) 大屋根（リング）成果図書、成果物

名 称	提 出 部 数	摘 要
意匠図 ・表紙及び図面リスト ・計画説明書（概要書） ・工事区分表 ・仕上表（内外部の仕上りを記載） ・面積表 ・案内図・配置図 ・平面図（屋根伏も含む） ・立面図（施設全体の外部仕上りが分かるもの） ・断面図 ・矩計図 ・法規チェック図（防災計画色分け） ・法規チェックリスト ・その他概算算出に必要な図面	製本 1、PDF 及び CAD データ	A 3
構造図 ・表紙及び図面リスト ・計画説明書（概要書） ・各階伏図 ・軸組図 ・部材断面リスト（2 次部材も含む） ・雑詳細図（概算算出に必要な物） ・構造計算概要書 ・その他概算算出に必要な図面	製本 1、PDF 及び CAD データ	A 3
電気設備図 ・表紙及び図面リスト ・計画説明書（概要書） ・工事区分表 ・各種機器表・器具表 ・各種系統図（幹線・動力・情報通信等） ・各種平面図（主要な設備をプロットしたもの） ・その他概算算出に必要な図面	製本 1、PDF 及び CAD データ	A 3
機械設備図（給排水衛生設備） ・表紙及び図面リスト ・計画説明書（概要書） ・工事区分表 ・各種機器表 ・各種系統図（給排水衛生設備・消火設備・熱供給設備） ・各種平面図（主要な機器をプロットしたもの） ・その他概算算出に必要な図面	製本 1、PDF 及び CAD データ	A 3 消火設備 給湯・ガス想定箇所
昇降機設備図		

・表紙及び図面リスト ・仕様書 ・工事区分表 ・昇降機平面図・断面図 ・部分詳細図 ・その他概算算出に必要な図面 その他 ・工事費概算書（中項目まで算出） ※コスト縮減・構造種別等の比較検討含む ・V E / C D 提案書 ・透視図（カラー） ・各種打ち合わせ議事録（随時提出すること） ・基本設計説明書（色等提案含む） ・各種設備計算書 ・法令調査報告書・法令手続き経過書 ・工事工程表 ・仮設計画図 ・全体事業スケジュール（資材調達期間等の検討含む） ・架構形式の比較検討 ・施工計画検討報告書 ・基礎工法検討（バビリオンワールド及びウォーターワールド）報告書 ・動線、避難計画検討報告書 ・サイトライン（視線）検討報告書 ・照明設備計画等の検討報告書 ・建設資材のリース・リユース検討報告書 ・CASBEE-短期使用 概略計算書 ・暑さ対策の検討報告書 ・基本設計コンセプト策定書	製本 1、PDF 及び CAD データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原図 1、電子データ 原稿一式、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、PDF 及び CAD データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ	A 3 概略の数量が分かるもの 追加業務に記載の物 ガイドラインによるランク A 以上の仕様とする。行政への申請は不用。
--	---	--

※いずれも施設敷地内について作成する

(2) その他成果物・データ等

名 称	提 出 部 数	摘 要
その他 ・設計図の 3D データ ・設計委託成果品の電子データ一式(CD-R) ・その他（協会が求めたもの）	電子データ 電子データ C D 1	IFC 形式及び Native ファイル

※設計図の 3D データについては、外装、内装の検討、及び博覧会のプロモーションとしての使用を想定する。また、実施設計以降 BIM の運用を検討しており、実施設計業務へデータの引継ぎを想定する。詳細は今後策定予定の BIM ガイドライン（仮称）にて提示する。

(3) 中間時点における概算算出について

基本設計が進捗した後での大きな手戻りを防ぐため、基本設計の中間時点においても概算の算出を行う。算出方法及び算出時期については監督職員と協議すること。

(4) 成果図書・成果物作成に当たっての留意事項

ア 上記、(1)、(2)に掲げるもの(3)に記載のものを提出する。

イ 図面の縮尺等詳細については、監督職員と十分に協議すること。

ウ 提出時期については、監督職員と協議すること。

エ C A Dデータの保存形式及びレイヤー構成等については、業務着手時に監督職員と協議すること。

オ 電子データは監督職員の求めに応じて、随時提出すること。

カ 業務を進める中で本業務とその他の業務の間における工事区分等に対して疑義が生じた場合には、必ず監督職員と確認をし、記入漏れ等がない様注意すること。

キ 会場の土地所有者は大阪市であり、引渡し時期や地盤高さについて協議中であり、一部区域は造成計画上、2023 年4月引渡し予定である。詳細については契約後受注者へ説明を行う。